

第1回農業資材審議会飼料分科会

平成 13 年3月 21 日(水)

農 林 水 産 省
第1回農業資材審議会飼料分科会

日時:平成13年3月21日(水)
会場:蔵前工業会館 803 会議室
時間:10:36～11:43

議 事 次 第

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 事務局紹介
4. 分科会長互選
5. 分科会長代理指名
6. 部会、小委員会の設置及び属すべき委員の指名等
7. 諮問等
- ア 諮問事項説明
- イ 部会審議経過報告
- ウ 審 議
- エ 答 申
8. その他
9. 閉 会

午前10時36分 開会

○飼料課長 おはようございます。40 分からということですが、既に委員の皆様方おそろいでございますので、少し早うございますけれどもただい まから農業資材審議会の飼料分科会を開催をさせていただきたいと思います。私は飼料課長の木下でございます。本日は皆様ご多忙のところご出席を賜りまして まことにありがとうございます。分科会長の選任までの間、事務局の方で司会進行を務めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

最初に、委員の方々のご紹介でございますが、本日大変窮屈な日程になっておりまして、一々ご紹介をするのは略させていただきます、配付資料 の3番のところに飼料分科会の委員名簿ということでお配りをしてございます。本日はその分科会の委員及び臨時委員の方のご出席でございます。

なお、本日は筑波大学の鎌田委員と、東京都立衛生研究所の上村委員がご都合によりご欠席ということでございまして、20 名中 18 名の委員の方のご出席ということでございます。

私も事務局といたしましては、私のほか安全・品質改善班長の吉田補佐、それからちょっと遅れておりますが、需給対策室の馬場室長で事務局をやらさせていただきますと思います。

続きまして、当分科会につきましては本日初めての開催でございますので分科会長の選出をお願いしたいと思います。分科会長の選出につきましては は、お手元の資料の4に審議会令というのがございますが、この5条の第3項というところで委員の互選ということになっております。いかがすればよろしいか お伺いをしたいと思います。

○委員 前年の飼料部会に引き続きまして、石橋委員にお願いしたらいかがかと思います。

○飼料課長 ただいま、〇〇委員の方から石橋委員に分科会長をお願いしてはどうかというご提案がございましたが、皆様いかがでしょうか。

それでは、特段のご異議がないようでございますので、今後の司会進行につきましては石橋委員に分科会長としてよろしくをお願いしたいと思います。では、こちらのお席をお願いします。

○分科会会長 ただいま分科会会長を仰せつかいました石橋でございます。若干太めでございますが、委員の皆様のご協力によりまして円滑に運営していきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、最初に分科会の規定について事務局の方からご説明をお願いできたらありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○安全・品質改善班長 飼料課の吉田でございます。簡単に審議会令と仕組みについてご説明をさせていただきたいと思えます。

先ほど農業資材審議会の総会が開かれまして、3月15日付で各委員の任命がなされておりまして、その場で審議会議事規則その他が審議の結果採択されている状態でございます。

まず、資料4が審議会令でございます。これは後でゆっくりお読みいただくことにいたしますが、従来の農業資材審議会が部会と言っていたのを分科会と称しておりまして、1枚めくっていただいた2枚目にそれぞれ分科会の規定がございます。

その前に申し上げなければなりませんでした。農業資材審議会には委員、臨時委員、専門委員という形でそれぞれ委員が任命されるというように なってございます。定数の関係で委員の数は従来20名でしたがそれが7名となっております。あと残り13名が臨時委員でございます。今日はその委員と臨時委員の方にお集まりいただいております。

1枚めくっていただきまして分科会の関係でございます。そこに挙げておりますように分科会は4つございます。今回ここにお集まりいただいているのは飼料分科会でございます。「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定により審議会の権限に属された事項を処理すること」ということになってございます。参考でつけておりますけれども、飼料安全法の規定の中で幾つか「審議会の意見を聞いて」というくだりがございます。例えば飼料添加物の 指定であるとか、飼料添加物の規格基準の設定、また飼料の規格基準の設定、このようなことについては農業資材審議会の意見を聴くことになってございます。

それからまた、これは今まで発動したことはありませんが、例えば有害な飼料が出回った場合の販売の禁止措置などをする際にも、農業資材審議会 の意見を聞いて販売を禁止したりすることが規定されてございます。それから、栄養成分の関係につ

きましては公定規格の設定等の関係について意見を聞くこと が規定されてございます。

以上が審議会令の関係でございます。また、審議会議事規則が資料5でございます。これは審議会の運営につきましてはその設置法及び「審議会令 に定めるものほかこの規則の定めるところによる」とされているもので、先ほどこれは総会でご審議いただきまして採択されたものでございます。

ここに書かれておりますのは、会議の招集は会長、議事の運営は会長が議長となるということ。それから、会議は公開とするということ。従来これ は非公開というのが原則でございましたけれども、今後は公開が原則ということでございます。ただし、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼす恐れがある場 合とか、特定の個人とか団体に不当な利益とか不利益をもたらす場合には非公開とすることができるということになっております。したがって、公開という ことですので傍聴を認めるということになってございます。傍聴につきましては、後ほどまた説明申し上げます。

それから、議事録につきましても一般の閲覧に供するということで、議事録も公開ということでございます。これも原則でございまして、支障がある場合には議事要旨という形でも可ということでございます。

それから、臨時委員、専門委員に関する規定がでございます。これは割愛させていただきます。

それからまた、意見の陳述ということで、参考人として、適当な者に説明や意見の陳述を求めることができるということになってございます。

それから、分科会と部会でございますけれども、これは先ほどの会議の招集等の関係の規定につきまして、分科会については会長を分科会長、部会 においては会長を部会長と読みかえる規定でございます。審議会の議決は分科会の議決をもって審議会の議決とみなすという、従来の扱いと同じような扱いでござ います。

さらに、小委員会を設置することになってございまして、従来も検討委員会を飼料添加物の関係やそのほかについて設けておりました。小委員会の設置ができるという形になってございます。

それから、別紙1と別紙2は、先ほどの傍聴の関係と議事録の公開についての規定、こういう取り扱いをしようということで先ほど総会の中で決定された事項でございます。

先ほど審議会令の説明のところで省略しましたが、会長が事故のあるときには代理を置くという形になってございまして、それと同じようにまず分 科会長の代理をご審議いただかなければいけないということと、どういう部会を設置して、その部会に先生方をどういうふうに所属していただくかというのもま たご検討いただくということでございます。それから、小委員会でございますけれども、小委員会の設置についても、ま

たその小委員会のメンバーについてもここでご審議をいただくということになろうかと思しますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○分科会会長 よろしいですか。ご説明ありがとうございました。

それではまず、今ご説明ありましたように仕事の分担から始めていきたいと思ひます。まず、私から分科会長代理を指名させていただきたいと思ひますが、代理には岡村委員をお願ひしたいと思ひますが、ご本人並びに皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○分科会会長 では、岡村委員、よろしくお願ひいたします。

続きまして、飼料部会におきましては安全性、家畜栄養、養魚の3部会を設置して審議を進めてまいりましたけれども、今後もこの3つの部会で審議を進めていきたいと思ひていますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。では、原案どおり3部会で今後の審議を進めていくということにしたいと思ひます。

今ご説明ありましたように、分科会長が各部会に所属する委員についての割振りをお願ひすることになっております。今お配りした資料3をごらんいただきたいと思ひます。

○安全・品質改善班長 資料を配付している間に、先ほど漏れておりましたご説明をさせていただきたいと思ひます。資料7をご覧いただきたいと思ひます。先ほど原案と分科会長がおっしゃっていたことがこの資料7でございます。飼料分科会 20 名というところの下に部会が、安全性部会、家畜栄養部会、養魚部会という形で、従来これを分科会と言っておりましたのが部会にかわっておりますのでちょっと混乱するかもしれませんが、このようになってございます。

それと、さらに安全性部会の中に今まで小委員会として家畜飼料の安全性に関する委員会、家畜飼料委員会、養魚の飼料の安全性に関する養魚委員会、飼料添加物の効果安全性の委員会、飼料添加物の規格の委員会、組換え体についての審議をしていただいた組換え体委員会と、5つございまして、メンバー 的には従来多すぎたところは修正をしておりますけれども、こういう形で従来と同じように進めたいというのが原案でございます。小委員会についてはまた後ほどご検討いただくことにしてございます。

○分科会会長 ありがとうございました。いずれにしてもそのようなシステムになりますけれども、議決というのは部会の議決をもって分科会の議決にあてると、そういう仕組みになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○安全・品質改善班長 ちょっとすみません。今のご説明につきましては、資料4にその規定がされておまして、第6条、3枚目でございますけれども、分科会はその定めるところにより部会の議決をもって分科会の議決とすることができるというところを今部会長がご説明されたわけでございます。

それから、もう一つその前の第5条の最後、同じページの6項のところで、「審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる」ということが書いてございます。これは、農業資材審議會の場合は分科会の議決でほとんどすべて審議会の議決とするということで通常は進むということになるとご理解いただきたいと思います。

第6条の部会の関係でございます。これは、後ほどご検討いただきます。諮問事項の中に、フラボフォスフォリポールという抗生物質の規格の改正がありまして、これは今後ご審議いただくわけですが、例えばこのような軽微なものについては、分科会で御審議いただかなくてもいいのではないかとということでございます。そういうことで進めさせていただいて、また後ほど十分な整理が必要であれば、きちとした形で整理をさせていただきたいと思っております。今まではすべてが部会まで必ず行って、飼料部会という今の分科会に相当するところで答申をいただいていたのですが、こういう形で部会で答申を出すという方法もございます。今想定しているのは飼料添加物の規格・基準の改正などについては分科会までやらなくてもいいのではないかとということです。そうご理解をいただきたいと思います。

○分科会会長 私が簡単に部会の議決をもって分科会の議決とすると、その内容は今ご説明があったとおりでございますが。それでよろしいでしょうか。

それでは、続きまして部会長の選出に移りたいと思います。何かご意見があればご提案願いたいと思います。

なければ、事務局の方でご提案いただけますか。

○安全・品質改善班長 それでは、3つの部会ということでこちらからご紹介させていただきます。資料7をご覧くださいながらお聞きいただくとありがたいと思います。安全性部会につきましては、部会長を阿部委員にお願いしたいということでございます。部会長代理につきましては、阿部委員とご相談させていただきましたが、岡村委員にお願いできないかということでございます。

それから、続きまして養魚部会でございますが、部会長、竹内委員にお願いしたいということでございまして、部会長代理につきましては渡部委員にお願いしたいと思っております。

それから、家畜栄養部会でございますが、部会長を石橋委員にお願いしたいということ、部会長代理を大久保委員にお願いしたいと思っております。

以上、案として申し上げます。

○分科会会長 はい、ありがとうございます。代理の方は部会長が指名することになっておりますが、そこまでご推薦いただいて……

○委員 養魚の方の竹内委員ということなんですが、お二人いるものですからどちらの方が。

○安全・品質改善班長 竹内俊郎委員です、失礼いたしました。

○分科会会長 ほかにございませんでしょうか。

それでは、部会長並びに代理、ご承認いただけますでしょうか。よろしくお願いいたします。

所属の委員につきましては、その名簿を皆さんご覧いただきたいと思います。

人事に関しては以上で終わりました、諮問事項につきまして、お手元の資料8の諮問文についてご説明していただきたいと思います。

○飼料課長 それでは、諮問事項につきまして事務局から説明を申し上げます。資料8、1枚紙でございます。平成13年3月21日付け、飼料添加物の指定等に関する諮問について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定、法第2条の2第1項に基づく基準・規格の設定等の下記の事項について、貴審議会の意見を求める。

まず、法第2条第3項の規定に基づく飼料添加物の指定の可否について。これはナラシンという物質についてでございます。

それから、2番目でございます。法第2条第1項の規定に基づく基準・規格の設定等の可否について。(1)は先ほどのナラシンにかかわります基準・規格の設定でございます。それから、(2)は牛用飼料における動物性たん白にかかる基準・規格の設定及び改正についてでございます。これは後でまた詳細をご説明申し上げたいと思いますが、牛の狂牛病、BSE対策として、反すう動物由来の動物性たん白質、肉骨粉などがございますが、これについては反すう動物に給与してはならないということを規定するものでございます。そのことについては、これまで通達で行っておりましたが、これを明確にしその徹底を図るために、飼料安全法に基づく基準・規格として明示的に規定するということでご審議をお願いしたいということでございます。

それから、2の(3)は飼料添加物として指定されているものでございますが、フラボフオスフォリポールについての基準・規格の改正についてでございます。

3番目につきましては、組換え体飼料の安全性評価指針の関係でございます。(1)から(6)につきまして、組換え体評価指針に基づいて農林水産大臣が確認することの可否について御審議いただくものでございます。

(1)はラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603というものでございます。それから、(2)から(5)は現在審査中でございますが、審議会がこういう形で組織が変わりましたので、改めてご説明を申し上げるということでございます。それから、(6)はCBH351グルホシネート耐性害虫抵抗性トウモロコシ、いわゆるスターリンクでございます。

以上でございます。

詳細の補足につきましては吉田補佐の方から説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○安全・品質改善班長 諮問事項について若干補足の説明をさせていただきます。
先ほど説明させていただきましたが、第1点目はナラシンという飼料添加物でございます。これは、抗コクシジウム剤でございます。既指定添加物ではサリノマイシンとかモネンシン、ラサロシド、こういうようなものと同様のポリエーテル系の抗生物質でございます。ナラシンを添加するとコクシジウムによる生産性の低下の防止といえますか、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進の効果が認められるということです。特に暑熱環境下における効果、従来ですと暑い時期に逆にこういう薬による成長抑制が出る場合がございますが、これは比較的そういうことがないというすぐれた効果があるということでございます。ということから我が国の畜産に貢献するということが期待されるので、指定の可否について諮問するということでございます。

この品目については従来の農業資材審議会の中で既に審議がなされ、一応小委員会の段階の審議が終わっているわけでございます。ただこれは、劇物もしくは毒物に該当するかもしれないということで、厚生労働省の方に照会をしております。向こうの審議会の方で検討が進められておりまして、毒物に該当するということになりそうでございます。

ただ、毒物に該当はいたしますが、濃度の除外を致しまして普通物という形、ある一定濃度以下のものは普通物になるということで結論が得られる予定ということを聞いております。このような品目についての具体的な手続といたしまして、飼料添加物の指定をする際に毒物に該当するとか劇物に該当するものについては、厚生省の方に私どもの方から文書で依頼をいたしまして、向こうの審議会にかけていただいて、その結論を厚生労働省から回答していただきまして、それを受けて措置するというような形になってございます。といいますのは、劇物なり毒物に相当するものが、こちらが先に指定してしまつてそれから後でそれが指定されるという形ではまずいわけでございますので、その辺の手続の関係もございまして、小委員会段階の結論は出ておりますけれども、今は向こうの回答を待っている状態になってございます。

2点目の飼料の基準・規格の設定及び改正でございますが、これは先ほどの、諮問事項でいいますと2の(2)、牛用飼料における動物性たん白にかかるとある基準・規格の設定及び改正であります。これは、先ほどもご説明させていただきましたけれども、平成8年から行政指導ということで通達を出しております。反すう動物由来のものを反すう動物の飼料として使用しないという指導をさせていただいております。これはかなり徹底しております。配合飼料工場における調査をしてもそういうものが全くないという状態ではございますけれども、さらに一層の徹底をはかる必要があります。それからまた、対外的にも法的な規制ということにした方が説得力があるということもございまして、先般、BSEに関する技術検討会を開きまして、その場でもこのような結論をいただいたところでございます。

その資料につきましては参考でつけさせていただいております。第3回牛海綿状脳症に関する技術検討会の概要という形でお手元に配付させていただいております。これを2枚めくっていただきまして、別紙2にその関係がございます。別紙2の一番下の3でございます。我が国におけるBSEの発生防止策の強化についてということでございまして、平成8年の行政指導については十分に有効に機能していると考えられるが、我が国のステータス評価の結果を踏まえ、なお一層の徹底をはかるため、法的な規制とするべきであるという結論をいただいております、これを受けて今回諮問させていただくものでございます。

ついでながら、つけさせていただいております別添1の資料の5ページを開けていただきたいと思いますけれども、そこに飼料に関する規制についてとりまとめておりますので、ご参照までにごらんください。横になった資料でございます。

(1)のところでございますが、今までやってきた指導というのは(1)の①、反すう動物の組織を用いた飼料原料については反すう動物に給与しない。それから、②、英国産の反すう動物を原料とした飼料及びペットフードの輸入は行わないということを行っております。これらは飼料関係団体に通知するというも行っておりますし、肥飼料検査所が立ち入り検査のときにその徹底を確認するというも行っております。

それから、平成13年1月からは牛用飼料の顕微鏡鑑定検査を年間240検体の予定で進めておりまして、55検体終わっておりますけれども、すべて陰性という結果をいただいております。

それと、平成12年12月21日付けで反すう動物の組織を用いた飼料原料を反すう動物に給与しないということの再度徹底をはかっております。

それから、同じ日付で、EUからの肉骨粉等、反すう動物由来のものも含みますが、これの輸入禁止措置がとられております。その輸入禁止措置に合わせて輸入禁止に該当するようなもの、当然EUからのものですが、そういうものを使っている飼料は給与しないようにしてくださいという指導も合わせて行っております。

それから、使用状況のところに先ほどの55検体のことが書いてございます。

それから、右手にはその規定をそれぞれ書いておりまして、今の段階では一般の規定で、病原微生物に汚染され、またはこれらの疑いがないというものでなければならぬと言っているだけでございまして、今後牛用飼料について肉骨粉等を含んではならない、動物性たん白のうちの特定のものを含んではならないという規定をご検討いただくということでございます。

もとに戻っていただきまして、3点目でございます。飼料添加物の基準・規格の改正関係です。一つはフラボフォスフォリポールでございます。これはポリサッカロイド系の抗生物質でございまして、昭和51年7月に、飼料安全法が施行になった時期に指定されております。平成3年まで輸入販売されていたということですが、供給元の製造の方法の変更によりまして今規格に合わない状態でございます、これを規

格に合わせてほしいという要望が出されて いるということでございます。先ほど部会の決議をもってというのは、この手のものは分科会まで上げなくてもいいのではないかとということで申し上げたことで ございまして、新たに指定するような場合には分科会までご審議いただくことになろうかと思っておりますので、念のため申し上げます。

それから、4点目でございます。組換え体利用の安全性評価指針への適合性の確認関係でございます。これは、組換え体利用飼料の安全性評価指 針、これは事務次官通知でございますが、これに基づきまして農業資材審議会の意見を聞きまして指針に適合していることを確認をしてきたわけでございます。ここにあります、(1)から(6)までの品目について今回諮問させていただくということでございます。

(1)につきましては、実は組換え体検討委員会での審議が終わっておりまして、従来ですと飼料部会のご審議をいただいて答申していただくところまで来ているものでございまして、これは後ほどご審議をいただくものでございます。内容につきましては、そのときまた説明したいと思っております。

(2)から(5)までは農業資材審議会の組換え体検討委員会、従来の検討委員会の中でご審議をいただきましたけれども、今そこからの指摘を受けて開発業者、申請者が資料の整備をしているところでございまして、まだその整備がされていない、返事が来っていない段階でございます。これにつきましては 後ほど資料が出た段階で、組換え体委員会の方にもう一度ご審議をいただくというようなことをお願いをしたいと思っております。

それから、(6)につきましては昨年来いろいろ世の中をにぎわしたスターリンクの関係でございます。これは、昨年9月18日に米国で食品から 検出されたということをつかかけにいたしまして、その後輸入されている食品、それから輸入されている飼料からも検出がされております。昨年12月18日に 日米で協議をいたしまして、向こうですべての孵、もしくはすべての貨車についてを検査をいたしまして、陰性のもののみ日本に輸出するという仕組みをつくつ て、スターリンクが入っていないものをこちらに供給する体制を敷いたものでございます。

これについては、先般2月19日付で申請が出てきた関係もございまして、今後農業資材審議会の中で科学的な見知からのご審議をいただくということで諮問させていただくというものでございます。

以上が諮問事項に対する説明でございます。

それと、今日ご審議いただきます(1)のNK603系統でございますが、これにつきましては厚生労働省の医薬品・食品衛生審議会、食品衛生分科会の中で既に答申が出ておりまして、取り急ぎこれは今回ご検討いただくことになったという経緯がございます。

○飼料課長 今回の資料は一番後ろの厚生労働省からのプレスリリースでございます。その一番後ろのページの食品のところにありますとうもろこしの2番目で、ラウンドア

ツプ・レディー・トウモロコシNK603系統ということで、食品については厚生労働省から既に組換え体の承認が得られているということでございます。

○分科会会長 ありがとうございます。盛りだくさんの説明で理解しにくいところもあったかと思いますが、この件については各検討委員会におきまして検討が終了しております。その結果を踏まえて、当分科会で審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それではまず、添加物の2品目、ナラシンとフラボフォスフォリポールの2品目につきましては、今ご説明がありましたように、事情がありますので厚生労働省の回答を待って、改めて当分科会で審議することにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、その2品目につきましては、次回以降の分科会におきまして厚生労働省からの回答を踏まえて審議することにしたいと思います。

次に、組換え体利用飼料の安全性評価指針への適合確認につきましては本日ご審議いただくわけですが、組換え体検討委員会の座長であります阿部委員から、審議経過をご説明いただきたいと思います。阿部委員、よろしくお願いします。

○組換え体委員会座長 それでは、資料9をごらんになってください。今お話がありました除草剤グリホサートの影響を受けないトウモロコシ NK603系統についての審査の経過を説明したいと思います。申請者は日本モンサント株式会社でありまして、昨年6月20日に申請がありました。

1をごらんになっていただきたいと思います。どういったようなものかといいますと、除草剤グリホサート、商品名ラウンドアップです。これは 植物のシキミ酸経路、たん白合成のシステムのEPSPSというシステムを阻害するという除草剤であります。その結果、植物は必要なアミノ酸が合成できない で枯れてしまうというものです。それに対して、NK603というのはグリホサートの存在下でもこのシステムが機能する仕掛けがあります。つまり、CP4EPSPSというたん白質を発現する遺伝子を導入したものであって、そのことにより除草剤グリホサートの影響を受けずに生育ができるというものの申請であります。

それが6月20日に認可の申請がありまして、審議経過は、まず7月4日に第1回の組換え体検討委員会で検討いたしまして、そのときには審議の結果ここにありますように、組換えDNAの周辺部位に関するシーケンスデータを提出してくださいという指摘を出しました。その提出を受けて、12月27日、年末ですが、第2回のこの問題に関する検討委員会で再審議いたしまして、指針に適合すると判断をしております。

その審議内容及び結論ですけれども、指針の3の適合範囲に規定される遺伝的素材に関する資料、とうもろこしということについてのいろいろな資料ですね。それから、2番として広範囲な家畜等の安全な使用経験に関する資料、生産物の構成成分に関する資料、それから、宿主と組換え体の使用方法の相違 に関する資料をもとに審査をいたしました。これらから、既存のとうもろこしと実質的に同等である性質を持つ植

物材料と判断いたしまして、そして、(1)の 宿主、(2)のベクターに関する性質、(3)の供与DNA、DNA性質そのもの、それから、(4)の組換え体そのものの性質のような項目について審査をした結果、最終的に12月27日にNK603については指針に基づき、これは指針の内容に適合したものであるので可と判断いたしております。

以上です。

○分科会会長 はい、ありがとうございました。ただいまのご説明に対してご発言ありましたらお願いしたいと思います。

○安全・品質改善班長 データの方も簡単に説明させていただきますか。

○分科会会長 お願いします。

○安全・品質改善班長 それでは、宿主その他のデータについて簡単に説明をさせていただきますと思います。

(1)の宿主でございますけれども、これはとうもろこしにつきましては飼料の原料として広範囲に使われている。これは配合飼料の主原料として 約半分強使用されている原料ということになってございます。とうもろこしには有害物質の産生というのは知られておりませんということでございます。

それから、ベクターでございます。ベクターというのは遺伝子を挿入していくときに使うプラスミドでございます。これはPV-2MGT32 というもの、これを制限酵素で切断いたしましております。ここの npt II という遺伝子、これはアミノグルコシド系の抗生物質、カナマイシンとかでございますけれども、この耐性を付与する遺伝子を含まないような形で 精製されているということでございます。そういうDNAが使われております。

それから、プラスミドについてのすべての遺伝子が性質が明らかになっておりますし、既知の有害塩基配列は検討の結果含まれていないというようなことがわかってございます。また、伝達を可能とする塩基配列を含まないので伝達性がないことが分かっております。

供与DNAでございますが、これは由来はCP4EPSPS遺伝子というのはアグロバクテリウムという、これは土壌菌でございますが、その CPを株から管理した遺伝子に植物体内での発現を高めるように改変を加えたものでございます。またCP4EPSPS遺伝子には葉緑体輸送ペプチド配列 LTP2というのが組み込まれているということで、葉緑体中で直接機能できるというようなことになってございます。

それから、特性でございます。供与DNAの構成については、これは外来のオープンリーディングフレームとしてはCP4EPSPSたん白の発現にかかるものしか入っていないということがわかってございます。これはサザンブロットの分析結果でございます。

それから、供与DNAの機能でございますが、これはCP4EPSPS遺伝子がCP4EPSPSたん白質を発現するという事です。このためにNK603系統というのは、ラウンドアップの影響を受けずに生育ができるということになります。

それから、DNAの純化、非純化の別なんですけれども、供与DNAにつきましてはプラスミドが各構成要素はクローン化され、その特性が明らかになって純化されているという状態でございます。

それから、発現部位、発現時期及び発現量でございますが、米国8カ所の圃場の茎とか葉及び穀粒をエライザ法で分析したところ、たん白質の発現量の平均値を見ますと茎葉で 25.6 マイクログラム／グラム、穀粒で 10.9 マイクログラム／グラムという形でございます。

それから、安定性に関する事項につきましては、NK603を9世代戻し交配して見ております。これは期待値と実測値の比較をしております、期待値と実測値の有意な差は認められないということから安定的に発現しているというふうに見ております。

それから、サザンブロット分析におきましてNK603の挿入遺伝子の安定性についても検討いたしまして、5代目の葉の組織から抽出したDNAのバンドパターンが最初の世代のものと比較いたしまして、パターンが同様だということも確認しておりますということでございます。

それから、抗菌性物質の耐性マーカー、最近ちょっと話題になってますけれども、これは導入されていないということでございます。

それから、組換え体の関係でございます。3ページです。組換えDNA分子の構成とか作成方法でございますけれども、これは先ほど申しましたような形でプラスミドを制限酵素で処理して精製した形で遺伝子導入用のDNA試料といたしております。この中には先ほどの npt II というようなもの、抗生物質耐性の関係の遺伝子が含まれていないということでございます。

それから、イの目的遺伝子の宿主への移入方法は、パーティクルガン法で入れてございます。

それから、ウの目的遺伝子の存在状態及び発現の安定性につきましては、先ほど来申し上げているような形で、単一な形で入っており安定しているということでございます。

それから、新たに獲得した性質でございます。CP4EPSPS、これは既にラウンドアップレディー大豆とかカノーラ、ワタにおいて既に使われているものでございまして、我が国で食品、飼料としての安全性が確認済みのものでございます。それから、アメリカにおいてもFDAで安全性が認められたというものでございます。

それから、植物と微生物由来の飼料中に広く存在いたしますEPSPSというたん白質とCP4EPSPSは機能的には同一であるということが確認されております。それから、CP4EPSPSたん白質が既知毒素と生物学的に意義のある相同性を有するか

どうか、データベースの検索をしたところ、特に 意義のある相同性は認められていないということでございます。

それから、CP4EPSPSたん白質、これも従来からこれは大豆とかカノーラとかワタのところでもう既に行われていることですが、人工胃液、人工腸液により急速に消化されて免疫反応性が消失することが確認されております。

それから、組換え体の不活性化法としては物理的な方法、耕うんとか科学的防除、これは感受性を示す除草剤の使用などによって枯死させる従来の方法で不活性化されるということがわかっております。

構成成分につきましては、8圃場における穀粒中及び茎葉中の成分分析を行った結果、主要構成成分、ここに挙げております灰分を初めとする成分、それからアミノ酸組成、脂肪酸組成、ミネラル含量について既存のとうもろこしとの間で比較をしております。その結果、生物学的に意味のある差異は認められていないということでございます。

それから、宿主との相違ということで、とうもろこしにおいては有害生理活性物質の産生は知られていないということでございます。

それから、現在までに米国で実施されました野外栽培試験を見ますと、自然環境下での生存、生殖・繁殖並びに生殖・繁殖様式その他、その周期とか交雑性、これらが非組換え体とうもろこしとか従来とうもろこしの品種と変化がないということが示されております。このため、生存とか繁殖能力についても差がないというふうに考えられてございますということです。

一応データの概要をご報告させていただきました。

○分科会会長 はい、ありがとうございました。今の説明に対してご質問あるいはご意見ございましたらお願いいたしたいと思うんですが。

○○先生、何かございますか。

○委員 いえ、これは今まで何度も何度も出てきたものでありますし、その意味で抗生物質耐性遺伝子も落とされていますので、より安全ではないかと、そういうふうに思っています。

○分科会会長 はい。○○先生、何かご意見ございますか。

○委員 ……

○分科会会長 よろしいですか。そういうご意見もございますが。よろしいでしょうか。

特段のご異議がないようですので、組換え体利用飼料の安全性評価指針への適合を農林水産大臣は確認することについて可とすることが適当と認めてよろしいでしょうか。

○委員 一つ聞いていいですか。

○分科会会長 どうぞ。

○委員 全くの素人でわからないんですけれども、今のお話を聞いてましたら、つまり除草剤に負けないうもろこしですよ。除草剤で自分自身が枯れてしまわないようにDNAを組換えたということですね。そういうことが野外で出されたら、そういうものを交雑されたものが、回りの雑草そのものも強く なってまた除草剤を強くしなきゃいけないということが起こらないんでしょうか。というのが素朴な疑問だったんですが。

○分科会会長 素直な疑問だと思いますが。

○安全・品質改善班長 その辺につきましては、農林水産技術会議の方で環境影響について評価をしております。その中で雑草との交雑性などについても検討しております。これについては評価が終わっております。終わっているといってもこれは栽培を予定している品種ではございませんので、輸送段階で 種がこぼれて芽を出すという観点で見ているわけでございます。そういう問題点がないと聞いてございます。

○分科会会長 よろしいでしょうか。

それでは、可とすることが適当ということで、事務局の方で答申案を準備しておいででしたらお願いしたいと思いますが、ありますか。

届いたでしょうか。では、お願いします。

○飼料課長 お手元にお配りをさせていただきました、農業資材審議会会長瀬尾康久会長から農林水産大臣谷津義男殿ということでございます。飼料 添加物の指定について(答申)。平成 13 年3月 21 日付け、12生畜第 1390 号をもって諮問のあった表記の件について下記のとおり答申する。

記

組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することの可否について。次の生産物が組換え体利用飼料の安全性評価指針に適合していることを農林水産大臣が確認することについて可と認める。

除草剤グリホサートの影響を受けないとうもろこし(ラウンドアップ・レディー・トウモロコシNK603系統)。

以上でございます。

○分科会会長 はい、ありがとうございます。答申案について、ご意見お願いしたいと思います。

○委員 ちょっと質問してよろしいでしょうか。答申そのものに異論はないんですが、さっき最初の方の説明でありました、厚生労働省の方の審議会、食品としての審査がされて答申があつてオーケーが出ているんですが、全く同じものが別の審議会で、例えば違う結論が出たり、この辺の関連はどういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

○分科会会長 これじゃなくて、前に返るお話ですがどうでしょうか。

○安全・品質改善班長 厚生労働省の方は食品としての安全性、私どもは飼料としての安全性、これは説明するまでもないと思いますが、今まで違った結論が出たという

ものはほとんどないというか、実はとうもろこしで一つございます。これは何かというと、実は日本に食品も飼料も並べて申請をしていたもので、途中で開発を中止したというのがございます。そのときには飼料は既に確認をしており、厚生省の食品の方は確認がおくれていた。それが、おくれていたばかりに、中止した後に確認をするまでもないということで確認をしていないものが一つ、MON809 系統というのがございます。これにつきましては、その後いろいろな審議をしていく過程でまた整理をしていかなければいけないと思っております。

飼料も食品も分かれているものは分かれています、コーンスターチの一部はどちらにも同じものが充てられるケースがございますので、厚生労働省とは、特にとうもろこし、大豆、なたねとか同じものが利用されるものについては常に連携をとらせていただいております。飼料用として問題はないけれども食品として問題があるということであれば話は別でしょうけれども、できるだけお互いの情報交換はきちんとしていきたいと思っておりますので、特段理由もなく違った結論になるというようなことはないと思っております。

○分科会会長 スターリンクについては飼料では安全だけれども、食料としてはまずいということはアメリカで認識されていたわけですか。

○飼料課長 この件につきましては今後の審議会の中でのご議論にもなろうと思いますし、私どもは畜産物については家畜の体を一回通すということで、直接人が摂取するものとは異なる面があるのではないかと、あるいは人は食べないけれども家畜は食べるという副産物のようなこともございますので、そのところについては厚生労働省の動向などもよく把握し、また安全性の確認問題は純科学的な判断でございますので、十分厚生労働省の方とも連携をとる必要があると思っております。

また、国内における分別技術、コンタミネーションが起きないようにきちんとやる仕組みをとれるのかとれないのかということもございますので、今後の3の(6)のスターリンクの安全性確認の諮問をいたしたわけでございますが、その安全性の指針に基づく確認の審議につきましては、十分審議会の中でご議論賜ればと思っております。

○委員 関連してちょっと質問してよろしいでしょうか。スターリンクは食品としての安全性が日本で申請されているのでしょうか。

○飼料課長 1997年に厚生省に既に出されておまして、それで今厚生労働省で審査中ということでございます。それから、環境放出の安全性につきましては、既に技術会議の方で1999年問題がないという結論が出されております。したがって、飼料についてだけが申請がまだで、確認されていないという状況でございます。

○分科会会長 ○○委員、納得いただけましたか。

○委員 はい。

○分科会会長 では、原案を承認したいというふうに提案したいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、原案どおり決定させていただきまして、これを本日付で農林水産大臣に答申することにしたと思います。どうもありがとうございました。

○飼料課長 ご答申をいただきまして大変ありがとうございました。今後本答申のご趣旨を十分に踏まえまして、事務手続を進めさせていただきたいというふうに思います。

○分科会会長 はい、ありがとうございました。

以上で本日の議事内容については審議を終えたところですが、何かそのほかに事務局からありましたらお願いしたいと思います。

○飼料課長 では、今後の審議予定などにつきまして、関係各課の方から説明をさせていただきますと思います。

○安全・品質改善班長 それでは、飼料関係の今後の審議予定事項についてご説明させていただきますと思います。まず、今回諮問させていただきました事項については今後ご検討いただくというようなことになろうかと思いますので、よろしく願いしたいということでございます。

それと、もう1点かなり大きな問題といたしましては、組換え体利用飼料の安全性審査について、組換え体利用飼料等に関する懇談会を平成12年11月から設置いたしましてご検討いただいております。これはどういうメンバーかといいますと、飼料の流れに沿って言いますと、まず飼料の原料を輸入する輸入業者の方々、それからそれを製造する飼料製造業者の方々、それからそれをまた使う畜産農家の方々、それからその畜産物を消費される消費者の方々というように、飼料関係の各界の方々プラス学識経験者で構成されておまして、今まで4回開催してきております。

その中で一つはスターリンクの問題についても検討してきたわけでございますけれども、そのほかの話として、安全性確保のあり方、それから安全性に関する情報提供のあり方、それからさらにこれからの検討事項ですけれども、表示のあり方というようなことを検討することになってございまして、今まで安全性確保のあり方を中心に検討を進めてきていただいております。

前回各委員からの意見がある程度出てまいったということで、それをこの3月26日に中間とりまとめの形でとりまとめようということになってございます。ただいま出ている主な意見を申しますと、一つは安全性審査について、今通達で行っているわけでございますけれども、通達で行っているということだけでは必ずしも十分ではないのではないかとのご意見がありまして、法律に基づくもの、飼料安全法でございまして、飼料安全法に基づくものにしたらどうか。具体的に言いますと、厚生労働省が今度の4月から食品衛生法に基づく基準・規格として遺伝子組換えの規制をすることになってますけれども、それに同様の扱いをしたらどうかというようなご意見がかなり多く出ております。

それと、もう1点は、そうは言っても飼料については一定のものについて一定の許容基準というのを設けてもいいのではないかと。これは実態、それから安全性のことも考えたときに、そういうものが設けられるのではないかと、言い換えてみれば人が直接食べる食品と違いまして、畜産物を介してでもございまして、未確認のものが微量であれば入ってもいいということにしてみてもいいのではないかとというご意見が出ておりました、それらを踏まえて今後農業資材審議会の中で基準・規格を検討していただくということになってございます。今までの議論はそういうことになってございます。26日のとりまとめいかんによりますけれども、26日に仮にそのような形でまとまるということであれば、速やかに諮問をさせていただきまして、この農業資材審議会の中でご検討いただくということになっております。

また、従来からこの農業資材審議会の飼料部会につきましては、飼料添加物の指定の要請だとか、突然申請者から要請が出るようなこともございまして、そのたびに分科会というか従来は飼料部会ですね、今回の飼料分科会、これを開催してその場で諮問するということはしていなかったわけでございますので、今回の場合もそういう懇談会で結論が得られれば諮問をさせていただいて、それを分科会長とご相談の上それぞれの小委員会の役割分担が決まっておりますので、それぞれの小委員会の方に付託をして小委員会、部会という形で審議を進めさせていただくということになろうかと思えます。

ちょっといろいろ横道にそれましたけれども、組換え体飼料の安全性審査について法的義務化する必要があるか否か、また、どういう手段でしていくかということについて今後ご議論いただくということになろうかと思えます。

それから、組換え体の継続審議のものプラスターリンクについては今後ご検討いただくということになろうかと思えます。

そのほか、先ほどのナラシンとフラボフォスフォリポールの関係についても、一応審議は終わっておりますけれども、これについても分科会においてまたご審議をいただくことになるということでございます。

それから、栄養成分の公定規格関係なんですけれども、とうもろこしのCP、クロードプロテインですが、粗たん白の含量の見直しについての関係から公定規格の見直しを今後していかなければいけないということになってございますので、まだ十分準備が整っておりませんが、栄養部会の方でご審議をいただきまして、またこの場でご検討いただくような形になろうかと思えます。

以上が予定されている事項でございまして、よろしくお願いいたします。

○分科会会長 ありがとうございます。そうすると、今後部会や委員会の開催の数が増えるという見通しになりますか。

○安全・品質改善班長 そうですね、先ほどの狂牛病のたん白質の取り扱いとか、組換え体の審査の法的な義務づけとかというものがございますので、若干回数は増えるかと思います。

○分科会会長 ということだそうですので、よろしくお願いします。

○委員 なかなか専門的な議論ですので、ぱっとここに当日資料があって審議をというのなかなか難しいんですね、こちらにいたしますと。

○分科会会長 わかります、わかります。

○委員 ですから、できましたら議題でありますとか、事前にまとまっている資料等については事前に送っていただいて、それを自宅なりで読んできて、それで発言できたというふうに思うのですが。

○飼料課長 大変申しわけございませんでした。先ほどの情報公開の手续として、10日前に開催のプレスリリースを出して、傍聴を3日前までに募集をして、2日前に傍聴の方も通知をするというようなこともございまして。委員の皆様方にはできるだけ早く審議すべき議事の中身につきましてはお伝えをして、十分な準備をしていただけるように、これから努力したいと思います。大変申しわけございませんでした。

○分科会会長 よろしくお願いします。

○委員 今の課長のお話と関連するんですが。公開、この資材審議会は公開すると、その公開の対象というのは、このいわゆる大きな親部会というばかりではなくて、4つの小委員会がありますね、各専門委員会ですか、それも当然そういう対象になると考えていいわけですね。そうじゃないんですか。

○安全・品質改善班長 部会と分科会が公開の対象でございまして、小委員会につきましては従来どおり非公開という扱いです。

○委員 そうですか。では、先ほどの会議と部会と、それからこの分科会のみが対象であるということですね。わかりました。

○安全・品質改善班長 当然その小委員会の審議経過につきましては部会で報告されますので、その中でその部分は公開されてまいります。

○委員 わかりました。

○分科会会長 水産庁の方から何かありますか。

○水産庁 養魚部会の方につきましては、当面審議をお願いする予定はございません。

○分科会会長 ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

それでは、これで第1回の農業資材審議会飼料分科会を閉会したいと思います。本日はまことにありがとうございました。

○飼料課長 本日は長時間にわたりましてご審議いただきまして、どうもありがとうございました。

午前11時43分 閉会